

I 調査の概要

1 調査の目的

2023年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である漁業構造統計を作成するための調査）として、我が国の漁業の生産構造、就業構造、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を把握し、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

2023年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計（基幹統計である漁業構造統計を作成する調査）として実施しており、これに加え、統計法施行令（平成20年政令第334号、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）および平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第5条第2項第1号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づいて実施している。

3 調査体系の概要

海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の3つの調査で構成される。

調査の種類		調査の系統
海面 漁業調査	漁業経営体調査 （※1）	農林水産省—都道府県—市区町村—統計調査員—調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省—民間事業者—調査対象
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体 調査	農林水産省— <u>地方組織</u> （※2）—（統計調査員）—調査対象
	内水面漁業地 域調査	農林水産省—民間事業者—調査対象
流通加工 調査	魚市場調査	農林水産省—民間事業者—調査対象
	冷凍・冷蔵、水産 加工場調査	農林水産省— <u>地方組織</u> —（統計調査員）—調査対象

※1 次ページ「4 調査の対象」から「8 調査の方法」は、海面漁業調査の漁業経営体調査について記載している。

※2 地方組織とは、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターをいう。

4 調査の対象（海面漁業調査漁業経営体調査）

海面に沿う市区町村および漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体。

【本県における海面漁業調査対象市町】（沿海の11市町）

福井市、敦賀市、小浜市、あわら市、坂井市、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

5 抽出方法（海面漁業調査漁業経営体調査）

令和5年の11月1日現在の海面漁業に係る全ての漁業経営体および漁業協同組合。

6 調査事項（海面漁業調査漁業経営体調査）

- （1）漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況
- （2）個人漁業経営体の世帯の状態および世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

7 調査期日（海面漁業調査漁業経営体調査）

令和5年11月1日現在で実施した。

8 調査の方法（海面漁業調査漁業経営体調査）

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。